

令和2年度 介護（補償）給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 介護（補償）給付については、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考に見直すこととしている。
- 今般、平成30年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び最低賃金の全国加重平均が判明したことから、介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>166,950円</u> (165,150円)	<u>72,990円</u> (70,790円)
随時介護を要する者	<u>83,480円</u> (82,580円)	<u>36,500円</u> (35,400円)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>166,950円</u> (166,150円)	<u>72,990円</u> (70,790円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>125,260円</u> (123,860円)	<u>54,790円</u> (53,090円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>83,480円</u> (82,580円)	<u>36,500円</u> (35,400円)

※（ ）内は現行額